

第3期
県央県南広域環境組合
地球温暖化防止実行計画

令和3年4月

《 目 次 》

第 1 章	基本的事項	
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の目的	2
3.	基準年度・計画期間・目標年度	2
4.	対象範囲	2
5.	対象とする温室効果ガス	2
第 2 章	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状	
1.	第 1 期実行計画の概要	3
2.	第 2 期実行計画の概要	3
3.	第 2 期の実行計画の現状	4～6
第 3 章	第 3 期実行計画温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標	
1.	基準年度の二酸化炭素排出量	7
2.	二酸化炭素排出量の削減目標	7
第 4 章	目標達成のための具体的な取組	
1.	日常的な取組	8、9
第 5 章	推進・点検体制及び推進状況の公表	
1.	推進体制	10
2.	職員に対する啓発	10
3.	点検体制	10
4.	推進状況の公表	10

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に係る安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。

世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。

地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題である。

本組合、地球温暖化防止実行計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」第21条第1項に基づき策定するものである。

（本組合の取組）

本組合では、平成28年4月に、法の規定に基づき、「第2期県央県南広域環境組合地球温暖化防止実行計画（以下「第2期実行計画」という。）」を策定し、積極的に地球温暖化対策の取組を進めているほか、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき特定事業者は、エネルギー使用量及び削減計画等を国に報告する義務が課せられている。

また、第2期実行計画が計画期間を経過したため、今回、令和3年度を始期として、5年間の計画期間とした「第3期県央県南広域環境組合地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）」を新たに策定する。

2. 計画の目的

本計画は、地方自治法第 292 条に基づき、法第 21 条を準用し本組合の事務及び事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

第 3 期実行計画の基準年度：令和 2 年度
" 期間：令和 3 年度から
令和 7 年度までの 5 年間
" 目標年度：令和 7 年度

4. 対象範囲

本計画の対象は、「本組合の事務及び事業」とする。
対象施設については、表 1 に示すとおりとする。

【表 1 対象施設一覧】

施設区分	施設の名称
ごみ処理施設	県央県南クリーンセンター、東部リレセンター、西部リレセンター
関連施設	用水ポンプ場
余熱利用施設	余熱利用施設（のんのご温水センター）

ただし、県央県南広域環境組合が他者に委託して実施する事務又は事業で、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、受注者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

5. 対象とする温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスのうち、エネルギー消費に由来する二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

1. 第1期実行計画の概要

(1) 策定時期

平成23年3月

(2) 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(3) 対象となる施設

- ・ 県央県南クリーンセンター ・ 東部リレーセンター
- ・ 西部リレーセンター ・ 用水ポンプ場
- ・ 余熱利用施設（のんこの温水センター）

(4) 削減目標

平成27年度における二酸化炭素排出量（CO₂）を、基準年度（平成21年度）に比べ6%削減を目標とした。

基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量	実排出量	基準年度比
36,894 t -CO ₂	6%	34,680 t -CO ₂	30,323 t -CO ₂	▲17.8%

2. 第2期実行計画の概要

(1) 策定時期

平成28年4月

(2) 計画期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

(3) 対象となる施設

- ・ 県央県南クリーンセンター ・ 東部リレーセンター
- ・ 西部リレーセンター ・ 用水ポンプ場
- ・ 余熱利用施設（のんこの温水センター）

(4) 削減目標

令和2年度における二酸化炭素排出量（CO₂）を、基準年度（平成27年度）に比べ5%削減を目標とした。

基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量	実排出量	基準年度比
30,323 t -CO ₂	5%	28,807 t -CO ₂	27,464 t -CO ₂	▲9.4%

3. 第2期実行計画の現状

(1) 削減実績

第2期実行計画の各年度における二酸化炭素排出量は、表2のとおりである。

また、目標年度である令和2年度の二酸化炭素排出量は、27,464 t-CO₂であり基準年度の平成27年度と比較し、9.4%の削減となった。

【表2 二酸化炭素排出量推移】

【単位：t-CO₂】

年度	基準値	排出量実績	基準年度比
平成27年度 (基準年度)	30,323	—	—
平成28年度	—	29,511	▲2.7%
平成29年度	—	37,494	23.6%
平成30年度	—	27,720	▲8.6%
令和元年度	—	25,914	▲14.5%
令和2年度	—	27,464	▲9.4%

※四捨五入等により合計値が合わない場合がある。

(2) 各施設の二酸化炭素排出量

施設ごとの二酸化炭素排出量は、表3のとおり。

【表3 各施設二酸化炭素排出量推移】

【単位：t-CO₂】

	県央県南 クリーンセンター	東部 リレセンター	西部 リレセンター	余熱 利用施設	用水 ポンプ場
平成27年度 (基準年度)	29,452	95	61	623	90
平成28年度	27,190	67	43	403	63
平成29年度	36,793	78	50	504	68
平成30年度	27,032	77	49	493	69
令和元年度	25,415	56	37	353	51
令和2年度	26,948	65	41	356	53

※四捨五入等により合計値が合わない場合がある。

(3) 要因別の二酸化炭素排出状況

第2期計画期間の二酸化炭素排出量を平均値で要因別にみると、一般廃棄物の処理に伴うものが約59%、液化天然ガスの使用に伴うものが約25%、電気の使用に伴うものが約15%となっており、この3項目で組合全体の二酸化炭素排出量の99.94%を占めている。

このことから、本組合の事務及び事業の実施における二酸化炭素の排出については、以下の特徴が挙げられる。

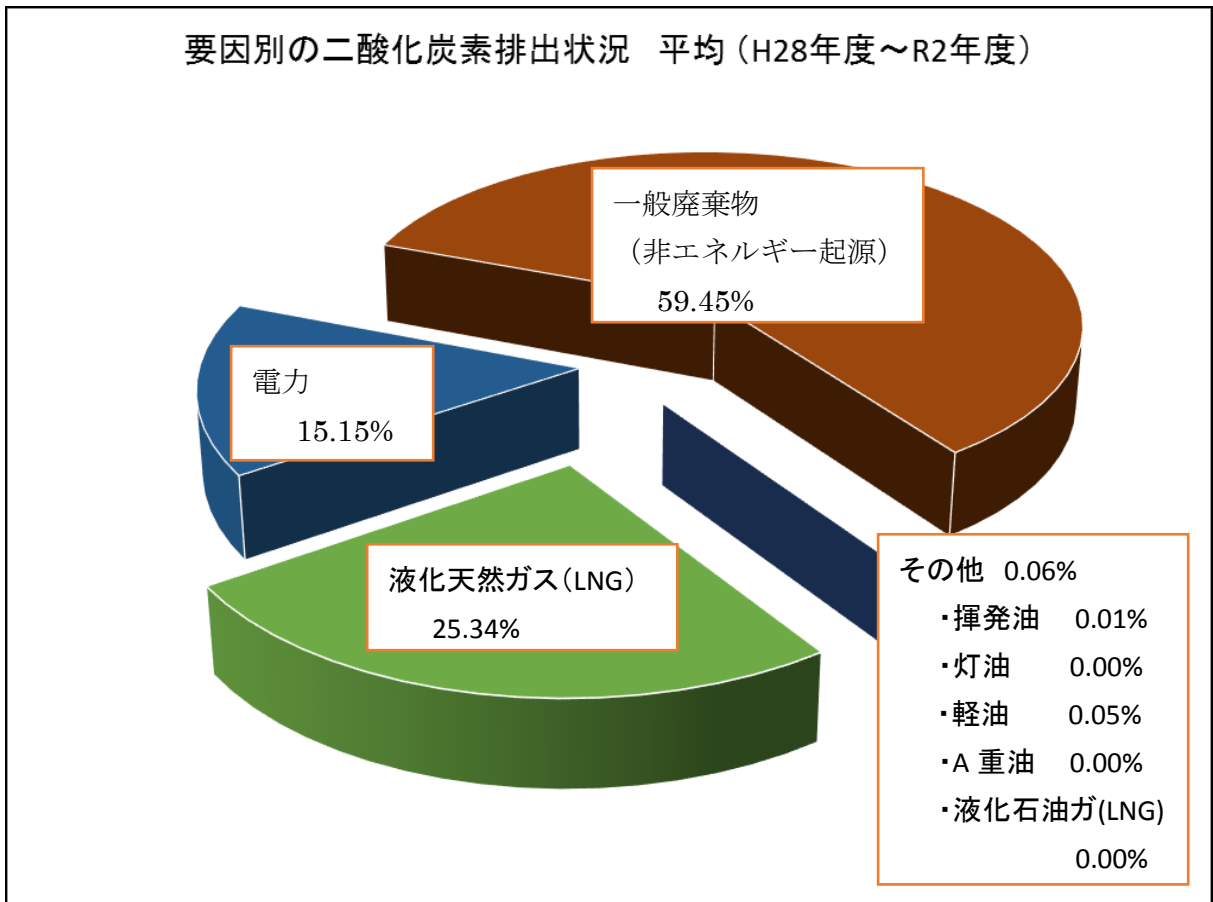
- ・本組合の事務及び事業により排出される二酸化炭素総排出量の約59%が、一般廃棄物処理量（非エネルギー起源）によるものである。
 - ・本組合で使用する燃料使用量（エネルギー起源）では、液化天然ガスと電気の使用に伴うものが二酸化炭素総排出量のほとんどを占めている。
- なお、詳細な内訳等は、表4及び図1のとおりとなっている。

【表4 第2期要因別二酸化炭素排出量（平均）】

項目		単位	使用量	排出量 【t-CO ₂ 】	構成比 (%)
燃料使用量 (エネルギー起源)	揮発油（ガソリン等）	kl	1.74	4.04	0.01
	灯油	kl	00	0	0
	軽油	kl	5.29	13.84	0.05
	A重油	kl	0.47	1.28	0
	液化石油ガス（LPG）	t	0.14	0.41	0
	液化天然ガス（LNG）	t	2,777	7,505	25.34
	電気使用量	千Kwh	10,898	4,486	15.15
一般廃棄物処理量（非エネルギー起源）		t	6,357	17,609	59.45
温室効果ガス排出量		t-CO ₂	—	29,620	100.00

※一般廃棄物処理量は廃プラスチック類の処理量とする。

【図1 第2期要因別二酸化炭素排出量割合（平均）】



第3章 第3期実行計画の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本計画の事務及び事業における基準年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量は、27,464 t-CO₂とする。

区分	基準年度排出量（t-CO ₂ ）
二酸化炭素（CO ₂ ）	27,464

2. 二酸化炭素排出量の削減目標

本計画では、本組合の事務及び事業の範囲において、令和2年度を基準年度として、第3期実行計画期間の最終年度を令和7年度までの5年間とし、二酸化炭素総排出量を5%削減することを目指す。

また、二酸化炭素総排出量に関する目標の設定に当たっては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギーを使用して事業を行うものに対し、エネルギーの消費を「年平均1%以上低減する努力目標」が示されていることから、当該目標を準用した。

区分	基準年度 （令和2年度）	削減率	目標年度 （令和7年度）
二酸化炭素（CO ₂ ）	27,464 t-CO ₂	5%	26,090 t-CO ₂

また、我が国では、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26.0%削減することが中期目標として挙げられた。また、長期的な目標として2050年までに温室効果ガスの排出量80.0%の削減を目指す取組が示された。

本組合では、現時点で中期目標を達成しており、今後は長期目標を見据えた温室効果ガスの削減に向けて取り組む。

【単位； t-CO₂】

	H25（2013） （基準年度）	削減率	目標値	R2（2020）	達成率
中期目標（2030）	38,954	26.0%	28,826	27,464	-29.5%
長期目標（2050）	38,954	80.0%	7,790		

なお、本目標については、関係法令や社会経済情勢などの変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜、修正等を図りながら本計画を推進する。

第4章 目標達成のための具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制等につながる取組を、本組合の全職員が業務内容や状況等に応じて、自主的かつ積極的に実行するものとする。

また、本組合の構成市と連携し、廃棄物発生抑制に取り組むこととする。

1. 日常的な取組

(1) 室温の設定について

・室温の快適な温度設定とし、実測値と比較しながら適宜設定する。

(2) 電気等の使用について

・電気（照明、OA機器等）の節電に努める。

(3) 具体的な取組内容

燃料使用にあたっての取組	<ol style="list-style-type: none">1. ガス湯沸かし器の効率的な使用を図る。2. 公用車の不要なアイドリングや急発進・急ブレーキ等を止め、エコドライブを推進する。3. 公用車の相乗りにより効率的な使用を図る。4. 近距離での移動は、できる限り徒歩で移動する。5. 新規に公用車を購入する場合は、可能な限り低公害車（ハイブリッド車、電気自動車等）の切替を推進する。6. 設備（焼却炉等）の運転に係る燃料（LNG）は、処理等に影響が出ない範囲にて効率的な使用を図る。
電気・水道の使用にあたっての取組	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者がいないスペースの消灯を徹底する。2. 昼休みや時間外勤務時の不要な照明の消灯を徹底する。3. 照明は業務等に支障が出ない範囲で間引きする。4. 自然光を取り入れ、窓際の照明の消灯に努める。5. エレベーターの利用は、やむを得ない場合を除きできる限り階段を利用する。（2 アップ 3 ダウン運動）6. OA機器の電源は、業務終了次第主電源を切る。7. 冷暖房温度（夏 28℃、冬 19℃）を適切に設定し、空調設備の省エネ運転を行う。8. クールビズ、ウォームビズの励行。9. 長時間使用しない電化製品のコンセントは抜く。10. 施設の利用者には節水を呼びかけ、節減に努める。11. 蛇口からの水量を減らし、節水に努める。12. 処理設備の機械保全を適宜に行い、効率化運転を図る。13. 効率的な事務処理により、定時退庁をする。14. 退庁時、周りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

<p>物品の購入にあたっての取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文具、事務機器等はエコマークやグリーンマークが表示されているものや同等の製品を購入する。 2. 事務用消耗品は、詰替えやリサイクル可能品を購入する。 3. 紙製品はできる限り、古紙配合率が高いものを購入する。 4. 電化製品等の物品の新規購入やレンタルをする場合には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入する。
<p>廃棄物の減量化・リサイクルの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 印刷物は、可能な限り両面コピー印刷をする。 2. 裏面が使用できる排紙は再利用する。 3. 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等はその持参を呼びかける。 4. メモ用紙は不要紙を利用する。 5. ファイル、フォルダー等の再利用を心掛ける。 6. コピー機、プリンターのトナーカートリッジは詰替え製品を使用する。 7. 持ち込まれたリサイクル可能な古紙類は、有価物として契約締結業者に引き渡す。 8. 使用済封筒を活用する。 9. 割り箸の使用を控え、マイ箸等を持参する。 10. 3R運動の取組を推進する。

これまでに挙げた取組のほかにも、網羅しきれていない取組や今後の技術等の進展により、新たに有効な対策が確立されていくことも考えられることから、組合内部において常にそうした情報等を収集し効果的な対策の実施に努める。

また、本組合の二酸化炭素排出量に多大な影響がある、可燃ごみの「廃プラスチック類」の混入を少なくするため、更なる3R運動(リデュース、リユース、リサイクル)等の推進の周知を、担当者会議等をとおし構成市へ要請していく。

第5章 推進・点検体制及び推進状況の公表

1. 推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、エネルギー管理標準の組織体制を準用し、組合事務局内において本計画の着実な推進と進行管理を行う。

2. 職員に対する啓発

- (1) 各施設においては、取組の推進を図るための張り紙を掲示するなど、職員の意識啓発に努める。
- (2) 環境に関するシンポジウム、研修会等への参加に対して配慮する。
- (3) エネルギー管理企画推進者は、職員に対し地球温暖化防止対策に関する情報提供を行うとともに、実行計画の取組についての啓発を行う。

3. 点検体制

エネルギー管理員は、各施設の推進状況を定期的に把握し、年1回の点検評価を行う。

4. 推進状況の公表

本計画の取組結果は、年1回組合ホームページ等を利用し公表する。